

# 社会福祉法人 長慶会 役員規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長慶会の役員に関する役割および報酬などを定めるものである。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、理事長、理事、監事および評議員に適用する。

## (役割)

第3条 理事長は、法人を代表し、経営に関する責任を負う。

- 2 法人は、理事の中から、経営の方針を定め、人事に関して理事長とともに、経営責任者としての常任理事を置く。

## (報酬)

第4条 理事長および常任理事の報酬は、定款第8条に基づき、法人の財産および収支状況を勘案し、評議員会に諮った上で理事会で決定する。ただし、職員である場合はこれを支給しない。

- 2 前項の報酬の額は月額、理事長 12 万円とする。
- 3 理事長の報酬の支払日はおよび控除については、職員給与規程を準用する。

## (その他)

第5条 その他の役員に関して必要な事項は、評議員会に諮った上で理事会で決定する。

- 2 会議および出張に関しては役員旅費規程を適用する

附 則 この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から実施する。  
この規程を一部改正し、平成 19 年 6 月 1 日から実施する。  
この規程を一部改正し、平成 22 年 11 月 1 日から実施する。  
この規程を一部改正し、平成 23 年 3 月 24 日から実施する。